

昭和町告示第68号

昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月17日

昭和町長 塩澤 浩

昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害発生時に非常用電源を確保するため、家庭用ポータブル発電機又は蓄電池を購入する町民に対し、予算の範囲内において昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、昭和町補助金等交付規則（昭和49年昭和町規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「発電機等」とは、発電機又は蓄電池で交流100V出力端子を備えたものをいい、「世帯」とは、住民基本台帳に基づく世帯をいう。ただし、同一住居に複数の世帯が居住する場合は、同一世帯とみなす。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、災害発生時に非常用電源を確保するため、自らの家庭等で使用する目的で発電機等を購入する事業とする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき昭和町が備える住民基本台帳に記録されている者であって、本町に居住し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 発電機等を適切に管理できること。
- (2) 過去に本補助金の交付を受けていない世帯の者であること。
- (3) 納付すべき町税等を滞納していない世帯の者であること。

(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、発電機等の購入に要する費用とする。ただし、次に掲げるものは対象外とす

る。

- (1) 中古品
- (2) 個人間で売買したもの
- (3) オプション品及び交換部品

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、2万円を限度とする。ただし、千円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付の申請をする日の属する年度の2月末日までに、昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定の発電機等の内容が分かるカタログ等
- (2) 町内に住所を有することを証明する書類（申請書中の同意事項に同意しない場合に限る。）
- (3) 町税等を滞納していないことを証明する書類（申請書中の同意事項に同意しない場合に限る。）
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助事業により取得した発電機等については、他の者に転売し、又は貸与してはならない。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、当該補助事業が完了したときは、昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、補助金の交付申請をした日が属する年度の3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者宛の領収書の写し（品名、型番及びメーカー名があるも

の)

- (2) 購入業者への支払内訳が分かる書類の写し（品名、型番及びメーカー名があるもの）
- (3) 納品が確認できる写真等（購入者と発電機等が写っている写真）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) その他町長が必要と認める書類
（請求）

第10条 補助金の交付を請求しようとするときは振込先口座を確認できるものの写しを添えて昭和町家庭用ポータブル発電機等購入費補助金交付請求書（様式第5号）を提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、次の各号に該当すると認められたときは、補助金の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（善良な管理）

第12条 購入した発電機等について、補助事業完了後においても日頃から善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

（災害時の責務）

第13条 購入補助を受けて発電機等を購入した者は、災害時には共助を念頭に置き、購入した発電機等を避難所や助け合いのための活用に努めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。